

別表 利用料金表

通常規模型・大規模Ⅰ・総合事業

1. 介護報酬告示額

①(1)通常規模型 通所介護 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	368単位	10.27円	3,779円	378円	756円	1,134円
	要介護2	421単位		4,323円	433円	865円	1,297円
	要介護3	477単位		4,898円	490円	980円	1,470円
	要介護4	530単位		5,443円	545円	1,089円	1,633円
	要介護5	585単位		6,007円	601円	1,202円	1,803円
4時間以上5時間未満	要介護1	386単位	10.27円	3,964円	397円	793円	1,190円
	要介護2	442単位		4,539円	454円	908円	1,362円
	要介護3	500単位		5,135円	514円	1,027円	1,541円
	要介護4	557単位		5,720円	572円	1,144円	1,716円
	要介護5	614単位		6,305円	631円	1,261円	1,892円
5時間以上6時間未満	要介護1	567単位	10.27円	5,823円	583円	1,165円	1,747円
	要介護2	670単位		6,880円	688円	1,376円	2,064円
	要介護3	773単位		7,938円	794円	1,588円	2,382円
	要介護4	876単位		8,996円	900円	1,800円	2,699円
	要介護5	979単位		10,054円	1,006円	2,011円	3,017円
6時間以上7時間未満	要介護1	581単位	10.27円	5,966円	597円	1,194円	1,790円
	要介護2	686単位		7,045円	705円	1,409円	2,114円
	要介護3	792単位		8,133円	814円	1,627円	2,440円
	要介護4	897単位		9,212円	922円	1,843円	2,764円
	要介護5	1,003単位		10,300円	1,030円	2,060円	3,090円
7時間以上8時間未満	要介護1	655単位	10.27円	6,726円	673円	1,346円	2,018円
	要介護2	773単位		7,938円	794円	1,588円	2,382円
	要介護3	896単位		9,201円	921円	1,841円	2,761円
	要介護4	1,018単位		10,454円	1,046円	2,091円	3,137円
	要介護5	1,142単位		11,728円	1,173円	2,346円	3,519円

①(2)大規模Ⅰ 通所介護 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
3時間以上4時間未満	要介護1	356単位	10.27円	3,656円	366円	732円	1,097円
	要介護2	407単位		4,179円	418円	836円	1,254円
	要介護3	460単位		4,724円	473円	945円	1,418円
	要介護4	511単位		5,247円	525円	1,050円	1,575円
	要介護5	565単位		5,802円	581円	1,161円	1,741円
4時間以上5時間未満	要介護1	374単位	10.27円	3,840円	384円	768円	1,152円
	要介護2	428単位		4,395円	440円	879円	1,319円
	要介護3	484単位		4,970円	497円	994円	1,491円
	要介護4	538単位		5,525円	553円	1,105円	1,658円
	要介護5	594単位		6,100円	610円	1,220円	1,830円
5時間以上6時間未満	要介護1	541単位	10.27円	5,556円	556円	1,112円	1,667円
	要介護2	640単位		6,572円	658円	1,315円	1,972円
	要介護3	739単位		7,589円	759円	1,518円	2,277円
	要介護4	836単位		8,585円	859円	1,717円	2,576円
	要介護5	935単位		9,602円	961円	1,921円	2,881円
6時間以上7時間未満	要介護1	561単位	10.27円	5,761円	577円	1,153円	1,729円
	要介護2	664単位		6,819円	682円	1,364円	2,046円
	要介護3	766単位		7,866円	787円	1,574円	2,360円
	要介護4	867単位		8,904円	891円	1,781円	2,672円
	要介護5	969単位		9,951円	996円	1,991円	2,986円
7時間以上8時間未満	要介護1	626単位	10.27円	6,429円	643円	1,286円	1,929円
	要介護2	740単位		7,599円	760円	1,520円	2,280円
	要介護3	857単位		8,801円	881円	1,761円	2,641円
	要介護4	975単位		10,013円	1,002円	2,003円	3,004円
	要介護5	1,092単位		11,214円	1,122円	2,243円	3,365円

②通所介護 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
入浴介助加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1日につき 40単位	10.27円	410円	41円	82円	123円
入浴介助加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1日につき 55単位		564円	57円	113円	170円
中重度ケア体制加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 45単位		462円	47円	93円	139円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	<input type="checkbox"/>	1日につき 56単位		575円	58円	115円	173円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	<input type="checkbox"/>	1日につき 85単位		872円	88円	175円	262円
個別機能訓練加算Ⅱ	<input type="checkbox"/>	1月につき 20単位		205円	21円	41円	62円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 100単位		1,027円	103円	206円	309円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 200単位		2,054円	206円	411円	617円
ADL維持等加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 30単位		308円	31円	62円	93円
ADL維持等加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 60単位		616円	62円	124円	185円
認知症加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 60単位		616円	62円	124円	185円
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/>	1日につき 60単位		616円	62円	124円	185円
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 40単位		410円	41円	82円	123円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1回につき 22単位		225円	23円	45円	68円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1回につき 18単位		184円	19円	37円	56円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<input type="checkbox"/>	1回につき 6単位		61円	7円	13円	19円
同一建物減算	<input type="checkbox"/>	1日につき -94単位		-966円	-96円	-193円	-289円
送迎減算	<input type="checkbox"/>	片道につき -47単位		-483円	-48円	-96円	-144円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の59/1000			所定単位数により変動します		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の12/1000		10.27円	所定単位数により変動します		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の10/1000	10.27円	所定単位数により変動します			

③(1)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 月額包括報酬 基本料金(利用1月につき)

基本サービス費 区分	チェック	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
介護予防型・入浴あり	<input type="checkbox"/>	週1回	1,672単位	10.27円	17,171円	1,718円	3,435円	5,152円
	<input type="checkbox"/>	週2回以上	3,428単位		35,205円	3,521円	7,041円	10,562円
介護予防型・入浴なし	<input type="checkbox"/>	週1回	1,472単位		15,117円	1,512円	3,024円	4,536円
	<input type="checkbox"/>	週2回以上	3,028単位		31,097円	3,110円	6,220円	9,330円

③(2)京都市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防型デイサービス 1回当たり報酬 基本料金(利用1回につき)

基本サービス費 区分	チェック	回数等	単位	地域単価	金額	利用負担額		
						1割	2割	3割
介護予防型・入浴あり	<input type="checkbox"/>	週1回	384単位	10.27円	3,943円	395円	789円	1,183円
	<input type="checkbox"/>	週2回以上	395単位		4,056円	406円	812円	1,217円
介護予防型・入浴なし	<input type="checkbox"/>	週1回	338単位		3,471円	348円	695円	1,042円
	<input type="checkbox"/>	週2回以上	349単位		3,584円	359円	717円	1,076円

③(3)宇治市・城陽市 介護予防・日常生活支援総合事業 基本料金(利用1月につき)

基本サービス費 区分	要介護度	単位	地域単価	金額	利用負担額			
					1割	2割	3割	
通所介護相当サービス	<input type="checkbox"/>	事業対象者・要支援1、2 週1回程度	1,672単位	10.27円	17,171円	1,718円	3,435円	5,152円
	<input type="checkbox"/>	要支援2 週2回程度	3,428単位		35,205円	3,521円	7,041円	10,562円

④宇治市・城陽市・京都市・大津市 介護予防・日常生活支援総合事業 加算及び減算料金

サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
					1割	2割	3割
運動器機能向上加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 225単位	10.27円	2,310円	231円	462円	693円
口腔機能向上加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 150単位		1,540円	154円	308円	462円
若年性認知症利用者受入加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 240単位		2,464円	247円	493円	740円
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/>	1月につき 40単位		410円	41円	82円	123円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	88単位～		919円～	92円～	184円～	276円～
		176単位		1,839円	184円	368円	552円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	72単位～		752円～	76円～	151円～	226円～
		144単位		1,504円	151円	301円	452円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	<input type="checkbox"/>	24単位～		250円～	25円～	50円～	75円～
		48単位		501円	51円	101円	151円
同一建物減算1(京都市)	<input type="checkbox"/>	1月につき -376単位		-3,862円	-386円	-772円	-1,158円
同一建物減算2(京都市)	<input type="checkbox"/>	1月につき -752単位		-7,724円	-772円	-1,544円	-2,317円
サービス内容	チェック	単位	地域単価	金額	利用負担額		
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅠ	<input type="checkbox"/>	1回につき -86単位	10.27円	-884円	-88円	-176円	-265円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅡ	<input type="checkbox"/>	1回につき -31単位		-319円	-31円	-63円	-95円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅢ	<input type="checkbox"/>	1回につき -87単位		-894円	-89円	-178円	-268円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅣ	<input type="checkbox"/>	1回につき -35単位		-360円	-36円	-72円	-108円
同一建物減算(大津市)通所型サービスⅤ	<input type="checkbox"/>	1回につき -24単位		-247円	-24円	-49円	-74円
看護職員配置加算 週1回	<input type="checkbox"/>	1月につき 250単位		2,567円	257円	514円	771円
看護職員配置加算 週2回	<input type="checkbox"/>	1月につき 500単位		5,135円	514円	1,027円	1,541円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の59/1000			所定単位数により変動します		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の12/1000		10.27円	所定単位数により変動します		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	1月につき 所定単位数の10/1000		10.27円	所定単位数により変動します		

**⑤通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業(京都市・大阪市)の加算及び減算料金の内容説明**

**○入浴介助加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) ※総合事業は除く**

看護職員、介護職員が、入浴中に観察を含む介助を行う場合に、**1日につき**所定の単位数を加算します。また、身体の状態や訪問により把握した利用者の居室の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成した場合。

**○中重度ケア体制加算 ※総合事業は除く**

利用延人数のうち要介護3以上の利用者の割合が30%以上で、看護職員を1名以上配置し、基準人員よりも常勤換算で2名以上の介護職員又は看護職員を配置した場合に、全利用者を対象に**1日につき**所定の単位数を加算します。

**○個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び(Ⅰ)ロ ※総合事業は除く**

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が共同で計画書を作成し、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画書を作成し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居室を訪問した上で利用者居室での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、記録するとともに訓練内容の見直しを行っている場合に、**1日につき**所定の単位数を加算します。※ロは、イに加えて専従で1名以上配置すること。

**○個別機能訓練加算(Ⅱ) ※総合事業は除く**

厚生労働省への情報の提出については、LIFE(科学的介護情報システム)を用いて行うこととする。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行った場合に、**1月につき**所定の単位数を加算します。

**○生活機能向上連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ) ※総合事業は除く**

●訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあつては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しない場合に限る)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。

●理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

**○ADL維持加算(Ⅰ) ※総合事業は除く**

(イ):利用者(当該事業所の評価対象利用期間が6か月を超える者)の総数が10人以上であること。  
 (ロ):利用者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6か月目(6か月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)。  
 (ハ):利用開始月の翌月から起算して6か月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて一定の値を加えたADL利得(調整済ADL利得)の上位及び下位それぞれ1割の者を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1以上であること。

**○ADL維持加算(Ⅱ) ※総合事業は除く**

- ・加算(Ⅰ)の(イ)と(ロ)の要件を満たすこと
- ・評価対象利用者のADL利得を平均して得た値(加算(Ⅰ)の(ハ)と同様に算出した値)が2以上であること

**○認知症加算 ※総合事業は除く**

下記①～③の項目に適用され、かつ認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者を対象に、認知症の症状の緩和に資するケアを計画的に実践するプログラムを作成した場合に、**1日につき**所定の単位数を加算します。

- ① 人員基準の職員に加え、介護職員又は看護職員を(暦月)常勤換算方法で2以上確保する場合。
- ② 前年度又は算定月前3月間の利用者総数(利用者実数または利用延人数。要支援は除く)のうち認知症高齢者自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上の場合。
- ③ 通所介護を行う時間帯を通じて、認知症実践指導者研修等の修了者1名以上配置する場合。

**○若年性認知症利用者受入加算**

若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合、  
 (通所介護)  **1日につき**所定単位数を加算します。  
 (総合事業:京都市・大阪市)  **1月につき**所定単位数を加算します。

**○運動器機能向上加算**

看護職員、介護職員が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別の計画を作成、これに基づく適切なサービスの実施、評価、計画の見直し等を行った場合に、**1月につき**所定単位数を加算します。

**○科学的介護推進体制加算**

(イ):入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入所者の心身の状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。  
 (ロ):必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、(イ)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること

**○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります**

事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が70%以上または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上になる場合に、**1回につき**所定単位数を加算します。

**○サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります**

事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が50%以上になる場合に、**1回につき**所定単位数を加算します。

**○サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※通所介護と総合事業で加算の単位数が異なります**

事業所の介護職員総数のうち、介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が40%以上50%未満または勤続7年以上の職員が30%以上になる場合に、**1回につき**所定単位数を加算します。

**○同一建物減算**

通所介護事業所と同一建物に居住する利用者が、同一建物から通う場合に、  
 (通所介護)  **1日につき**所定単位数を減算します。  
 (総合事業:京都市)  **1月につき**所定単位数を減算します。  
 (総合事業:大阪市)  **1回につき**所定単位数を減算します。

○送迎減算 ※総合事業は除く
通所介護事業所に、利用者自身、もしくは家族による送迎で通う場合に、 <b>片道につき</b> 所定の単位数を減算をします。
○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
別途所定単位数の合計に、 <b>59/1000(5.9%)の単位数を、1月につき</b> 加算します。 (計算方法):「1月あたりの総単位数」× 5.9% ※1月あたりの総単位数とは、基本サービス費に各種の加算及び減算を加えたもの。 また、各種の加算及び減算に当該加算は含まれません。
○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)
別途所定単位数の合計に、 <b>12/1000(1.2%)の単位数を、1月につき</b> 加算します。
○介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)
別途所定単位数の合計に、 <b>10/1000(1.0%)の単位数を、1月につき</b> 加算します。
⑨利用料金の計算方法(共通)
* 加算は利用者によって異なります。 サービス料金総額 = [基本サービス費の単位 + 他該当する各種加算及び減算] × 地域単価(10.45円) ※1月あたり、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と介護職員等特定処遇改善加算(ⅠまたはⅡ)が加わります。(7.1%~6.9%) 利用者負担額はサービス料金総額より介護保険負担割合証(1割・2割・3割)記載額となります。 ※留意事項 介護保険被保険者証で、給付制限の項目に記載がある場合、利用負担額の割合が3割 または、全額を支払いただくことがあります。

※新型コロナウイルス感染症への対応として、令和3年9月30日分まで所定単位の1/1000を上乗せします。

## 2. 介護保険の給付対象とならないサービス

### ①日常生活にかかる費用及びレクリエーション参加費

サービス内容	チェック	単位	金額
食事代	<input type="checkbox"/>	1食につき	700円
特別な食事会の参加費用	<input type="checkbox"/>	1回につき	220円
おやつ代	<input type="checkbox"/>	1食につき	110円
おむつ代	<input type="checkbox"/>	1枚につき	110円
パット代	<input type="checkbox"/>	1枚につき	55円
レクリエーション参加費	<input type="checkbox"/>	1回につき	実費

※通常の食事代に上乗せる食材実費相当分

※紙おむつ等は、持参を基本としています。

※税込み表示

### ②その他費用

サービス内容	チェック	単位	金額
領収証明書発行費用	<input type="checkbox"/>	1通につき	1,100円

領収書の再発行できません。但し、サービス利用の支払いにする領収書紛失等の理由により、利用者又は利用者代理人から領収証明書の発行依頼をいただいた場合には、領収証明書を発行します。なお、発行に際しては、文書料として、一通につき金1,100円(税込)を申し受けます。

令和3年4月1日